

サービス利用規約(販売元:BBSS 株式会社)

アルテリア・ネットワークス株式会社(以下「当社」といいます)は、当社が運営するサービスプラットフォーム「Portas」(以下「Portas」といいます)において、当社が Portas 会員(以下「会員」といいます)に提供する別記に定める各種サービス(個別に、または総称して、以下「本サービス」といいます)に関して、以下のとおり「サービス 利用規約」(以下「本規約」といいます。)を定めます。

第1条(規約の適用と変更)

1. 本規約は、当社と本サービスそれぞれの利用に係る契約(以下「利用契約」といいます)が成立した会員(以下「加入者」といいます)において、本サービスの利用に関して適用されます。なお、本規約に定めるほか、当社が加入者との間で個別に合意を行った場合、当該規定が適用されます。
2. 本規約本文のほか、別記・料金表に定めがある場合、当該規定が本サービスに適用されます。なお、本規約本文と別記・料金表の定めが矛盾が生じる場合、別記・料金表の定めが優先して適用されます。
3. 本規約に定めのない事項については、「Portas 利用規約」が適用されるものとし、本規約の定めと「Portas 利用規約」の定めが抵触する場合には、本規約の定めが優先して適用されるものとします。
4. 当社は本規約を任意に何ら予告なく変更できるものとし、加入者は変更後の規約に従うものとし、なお、かかる変更は、当社のウェブサーバー等を介してオンライン上に表示することにより通知するものとし、変更後の本規約は、かかる通知の時点より効力を生じるものとします。

第2条(利用契約)

1. 本サービスの提供を受ける場合、会員は、本規約に同意の上、当社指定の方法により本サービスの利用を申込み、当社がこれを承諾し顧客データベースに登録した日に、その会員を加入者とした利用契約が成立するものとします。尚、本サービスの利用を申し込んだ会員は、当該申込みの時点で本規約に完全に同意したものとみなします。なお、会員のうち、法人名義の会員においては、本サービスのうち一部の提供が制限される場合があることについて、予め同意するものとします。詳細は別記に定めるものとします。
2. 利用契約は、会員本人のみが締結できるものとします。
3. 当社は、次のいずれかの事由が該当するときは、利用申込を承諾しないことがあります。また申込を承諾した後にも、次のいずれかに該当することが分かった場合、遡って承諾を取り消すことがあります。
 - ① 利用申込をした会員が本サービス申込の際に料金の決済手段として届け出たクレジットカードが、クレジットカード会社より無効とされていることが分かった場合、または当社が用意する決済手段の与信審査において、当該会員に対して承認が得られなかったとき
 - ② 利用申込をした会員が本サービスを含む当社サービスの料金の支払を怠り、またはその恐れがあるとき
 - ③ 利用申込をした会員が本規約、Portas 利用規約に違反し、またはその恐れがあるとき
 - ④ 利用申込を承諾することにより、当社の業務遂行上または技術上、著しい支障が生じ、またはその恐れがあるとき

- ⑤ 法定代理人の同意を得ていない未成年の会員または会員家族が利用申込を行ったとき
- ⑥ 虚偽の事実をもって利用申込が行われたとき
- ⑦ 暴力団、暴力団員、暴力団関係者、暴力団関係団体、関係者、その他反社会的勢力(以下暴力団等といいます)、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、または、反社会的勢力であったと判明したとき
- ⑧ 前各号に定める他、当社が利用申込を承諾することが適当でない判断したとき

第3条(登録内容の変更)

1. 加入者は、住所・氏名・クレジットカード番号その他、利用申込において届け出た情報に変更があった場合には、直ちに変更の届け出を当社に行うものとします。加入者がこの届出を怠った場合、当社は加入者に対して本サービスを提供しないことがあります。
2. 加入者が、前項の届出を怠ったことにより、本サービスを利用できない等の加入者または第三者に発生する損害について、結果的損害・付随的損害および逸失利益を含め、当社は一切の補償・賠償を行いません。
3. 第1項に定める変更内容の如何によっては、当社は加入者との利用契約を解消することができるものとします。

第4条(個人情報)

当社は本サービスの提供に関連して知り得た加入者の個人情報(以下「個人情報」といいます)を、次の各号に掲げる場合を除き、本人以外に開示しないものとし、また本サービスの提供のために必要な範囲を超えて利用しないものとします。

- ① 個人情報を適切に管理するように契約等で義務付けた提携先または業務委託先に対し、本サービスの提供のために必要な業務を委託する目的で個人情報を提供する場合
- ② 本サービスのサービス向上等の目的で個人情報を集計および分析する場合
- ③ 前号の集計および分析等で得られたものを、個人を識別または特定できない態様にて第三者に開示または提供する場合
- ④ その他、任意に加入者の同意を得た上で、個人情報を開示または利用する場合
- ⑤ 裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収がなされる場合、法律上の照会権限を有する公的機関からの照会(刑事訴訟法第197条第2項等)がなされた場合、その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合
- ⑥ 人の生命・身体または財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合

第5条(加入者による解約)

1. 加入者は、利用契約を解約する場合には、当社所定の方法により解約手続を行うことができます。この場合、解約手続が完了した日の属する月の末日が解約日となります。
2. 解約日までには、加入者に利用料その他利用契約に関わる債務が発生します。
3. 加入者の本サービス利用中にかかわる一切の債務は、その債務が履行されるまで消滅しないものとします。

第6条(本サービスについて)

1. 本サービスの内容は、別記に定めるとおりとします。
2. 当社は、利用契約に従い、本サービスのライセンスを加入者に付与します。
3. 加入者は、本規約に定めるほか、本サービスの利用にあたり、本サービスの提供元事業者より使用許諾契約書その他の約定への同意が求められる場合があること、当該契約、約定の内容について遵守することにつき、予め同意いただきます。

第7条(本サービス利用料金の支払方法および計算方法)

加入者は、料金表の定めに従って、本サービス利用料金(以下「料金」といいます)を支払うものとします。

第8条(禁止事項)

加入者は本サービスの利用にあたり、以下の各号に定める行為をしてはならないものとします。

- ① 他の加入者・会員・第三者または当社の著作権・商標権等の知的財産権を侵害する行為、またはその恐れのある行為
- ② 他の加入者・会員または第三者の財産・プライバシーまたは肖像権を侵害する行為、またはその恐れのある行為
- ③ 前二号の他、他の加入者・会員・第三者または当社に不利益な損害を与える行為、またはその恐れのある行為
- ④ 本サービスを他の加入者・会員または第三者へ転貸または再販売する等、本サービス自体を営利の目的とする行為
- ⑤ 不当に回線帯域を圧迫し、ネットワークに過大な負荷をかける行為
- ⑥ 本サービスによりアクセス可能な当社または第三者の情報を改ざん・消去する行為
- ⑦ ID・パスワードを不正に使用する行為
- ⑧ 本人になりすまして本サービスを利用する行為
- ⑨ 他の加入者による本サービスの利用に重大な支障を与える利用行為、本サービスおよびその運営に支障をきたす利用行為、またはそれらの恐れのある利用行為
- ⑩ 本サービスに関するソフトウェアのソースコードを調べ、リバースエンジニアリング・逆コンパイル・逆アセンブル・修正・翻案等を試みる行為
- ⑪ 法令に違反する行為、またはその恐れのある行為
- ⑫ その他、当社が不適切と判断する行為

第9条(加入者資格の停止)

加入者が本規約に違反した場合、または加入者が次に定める事項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、当社は加入者に何らの催告をすることなく、加入者の資格を停止し、本サービスの提供を中止することができます。この場合、加入者は本サービスを一切使用することができなくなります。

- ① 前条に該当する禁止行為を行った場合
- ② 本サービスを違法な目的で利用した場合
- ③ 当社が提供するサービスのいずれかについて1回でも料金支払を遅滞したとき
- ④ 料金等の支払に使用するクレジットカードが料金の決済手段として利用できないとき
- ⑤ Portas 会員登録を終了した場合
- ⑥ 本規約、Portas 利用規約に違反した場合
- ⑦ 当社にとって加入者が所在不明になった場合
- ⑧ 暴力団等、公共の福祉に反する活動を行う団体、およびその行為者である場合、または、反社会的勢力であったと判明した場合
- ⑨ その他、加入者として不適切と当社が判断した場合

第10条(本サービスの中止・中断)

1. 当社は、以下の事項に該当する場合、本サービスの運営を中止・中断できるものとします。
 - ① 本サービスのシステムの保守を定期的または緊急に行う場合
 - ② 戦争・暴動・騒乱・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電その他の非常事態により、本サービスの提供が通常どおりできなくなった場合
 - ③ 政府機関の規制・命令によるとき、または関係事業者・共同事業者等が本サービスの提供を中止・中断した場合
 - ④ その他、当社が本サービスの運営上、一時的な中断が必要と判断した場合
2. 当社は、前項の定めにより本サービスの運営を中止・中断するときは、予めその旨を加入者に通知するものとします。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 当社は、本サービスの中止・中断等の発生により、加入者または第三者が被ったいかなる損害についても、本規約で特に定める場合を除き、責任を負わないものとします。

第11条(知的財産権)

本サービスに関する著作権・特許権・商標権・ノウハウ・トレードネーム・ロゴその他一切の知的財産権は、当社または当社にこれらを許諾した第三者に独占的に帰属します。

第12条(当社による契約解除)

1. 当社は、第9条に基づき本サービスの利用停止を受けた加入者が、当社から催告を受けたにもかかわらず速やかにその事由を解消しない場合には、本サービスに係る全ての利用契約を解除できるものとします。
2. 前項にかかわらず当社は、加入者が次の事項のいずれかに該当した場合には、なんら催告することなく、本サービスに係る全ての利用契約を即時に解除できるものとします。
 - ① 第8条各号に定める事由に該当する場合で、当社の業務遂行に支障をきたすと当社が判断した場合
 - ② 差押・仮差押または仮処分命令の申立があった場合

- ③ 破産・民事再生手続(個人債務者再生手続を含む)の申立があった場合
- ④ 手形不渡その他、支払を停止した場合
- ⑤ 当社からの通知が到達しなかった場合、その他居所が判明しない場合
- ⑥ 加入者が死亡したとき
- ⑦ 会員資格を失った場合その他、利用契約の解除事由に該当すると当社が判断した場合
- ⑧ 当社が本サービスのライセンス販売が出来る地位を失った場合、本サービスの販売元との契約が終了した場合。

3. 利用契約が解除された場合、加入者は、利用契約に基づく一切の債務につき、当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。

第13条(加入者の義務)

1. 本サービスのソフトウェアのダウンロード・インストールおよび有効化作業は、加入者が自己の責任および費用にて行うものとする。
2. 加入者は、利用契約終了後、コンピューター・端末等から本サービスのソフトウェアを削除するものとします。
3. 本サービスにより、当社または提供元事業者、販売元が加入者に提供した情報その他著作物は、その加入者のみ利用することができるものであり、加入者は当社または提供元事業者、販売元の書面による事前の承諾なく、その情報その他著作物を第三者に利用させないものとします。なお、承諾の如何に問わず、利用した情報その他著作物に対して、当社および提供元事業者、販売元は、一切の責任を負わないものとします。

第14条(業務委託)

当社は、本サービスの業務の全部または一部を、当社の責任において第三者に委託することができます。

第15条(損害賠償)

1. 加入者が本規約に違反または不正行為により当社に損害を与えた場合、加入者は、当社が被った損害を賠償するものとします。
2. 加入者が本サービスの利用により第三者(他の利用者を含みます)に対し損害を与えた場合、加入者は、自己の責任でこれを解決し、当社は一切の責任を負わないものとします。
3. 当社は、本規約に特段の定めがある場合を除き、本サービスの利用、またはその結果について、加入者その他のいかなる者に対しても、本サービスの提供に必要な設備の不具合・故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争その他の原因を問わず、一切の責任を負わないものとします。

第16条(免責)

1. 本サービスの提供・遅滞・変更・中断・中止・停止または廃止、本サービスを通じて送受信・交換・蓄積される情報データ等の流出または消失等、もしくはその他本サービスに関連して発生した加入者または第三者の損害について、当社の故意または重大な過失による場合を除き、当社は一切責任を負わないものとします。

2. 当社は、本サービスの内容および加入者が本サービスに関連してダウンロードするソフトウェア等について、その完全性・正確性・確実性・有用性等に関するいかなる保証も行わないものとします。
3. 当社は、加入者が本サービスを利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して、一切責任を負わないものとします。
4. 当社は、利用契約終了後は、加入者に対しサポートの提供その他の本サービスに関する一切の責任を負わないものとします。
5. 前条、本条その他本規約の規定において、当社の責に帰すべき事由における当社の損害賠償責任の全部または一部を免責する規定は、当社の故意又は重過失による場合には、適用されません。

第17条(権利義務の譲渡禁止)

会員は、利用契約から生じた権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、もしくは担保に供し、または引き受けさせてはならない。

第18条(管轄裁判所)

加入者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条(準拠法)

本規約に関する準拠法は日本法とします。

(附則)

本規約は2024年8月22日より制定し、実施するものとします。

本規約の制定により、「ノートン™ セキュリティ 利用規約」、「Internet SagiWall for マルチデバイス利用規約」は廃止され、以後、同規約に定めるサービスには、本規約の定めが適用されます。

(附則)

本規約は2024年11月1日より実施するものとします。

- ・別記 1-(1)-②

請求月を変更しました。

- ・別記 2-(1)-②

請求月を変更しました。

(附則)

本規約は2025年1月16日より実施するものとします。

- ・表題

販売元の社名を変更しました。

- ・別記 2

提供元事業者の社名を変更しました。

(附則)

本規約は2025年7月24日より実施するものとします。

- ・第2条1項

法人名義の会員へのサービス利用制限について追記しました。

- ・別記 2

サービス名称を変更しました。

- ・別記 4、5

提供サービスを追加しました。

別記

1 ノートン™ セキュリティ

提供元事業者:株式会社ノートンライフロック

対象ソフトウェア:ノートン™ セキュリティ

サービス内容:加入者が利用する端末にノートン™ セキュリティのソフトウェアをインストールして、有効化することにより、加入者に「ウイルス対策機能」や「危険 Web サイト警告機能」「パスワード管理機能」などの「総合セキュリティ対策機能」を提供するサービス

※1 ライセンスで、Windows パソコンや MAC、Android™、iOS など、3 台まで自由に組み合わせて使うことができます。

※当社は、利用契約成立後、直ちに加入者へソフトウェアをダウンロードするための URL およびソフトウェアを利用するための PIN コードを Portas ログイン後のマイページ上で通知します。

料金表

(月額料金について)

会員は、ノートン™ セキュリティに関わる以下の利用料金について、当社が定める期日までに支払っていただきます。

区分	内容	月額料金(税込)	備考
基本サービス	ノートンセキュリティ	627 円	1 利用契約毎
セットサービス	ノートンセキュリティ	572 円	1 利用契約毎

※お申し込み後は、ソフトウェアのダウンロード、インストールの有無にかかわらず料金が発生いたします。

※利用料金のご請求時点で、ノートン™ セキュリティ以外の「Portas サービス」(「Portas」を通じて申し込むことができるサービスのうち、別途当社が指定するサービスをいう)もご請求対象の場合、セットサービスの料金が適用されます。

(利用料金の支払方法および計算方法)

(1) 料金の計算は、次のとおりとします。

- ① 月額料金は、日割計算はせず、毎月末日を締め日とし、暦月単位で計算され請求されるものとします。
- ② 初回の利用契約の場合においては、料金は毎月末日を基準日とし、サービス提供開始日の属する月の 2 ヶ月後から請求されるものとします(提供開始日が 1 月 15 日の場合、3 月分の月額料金より請求されます。)

- ③ 初回の利用契約の解約後に再度利用契約を締結した場合は、月額料金は毎月末日を基準日とし、サービス提供開始日の属する月から請求されるものとします。
 - ④ 利用契約の解約または加入者の事由による契約解除の場合、加入者は、契約解約・終了の日付に関係なく、当該利用契約の終了日の属する月の月末までの料金を支払うものとします。
 - ⑤ 加入者は、契約期間中にサービスを利用できない状態が生じた場合であっても、契約期間中に発生する料金を支払うものとします。
- (2) 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合、前項に定める料金の計算の起算日・締め日・計算方法等を変更できるものとします。

2. みやぶる(旧 Internet SagiWall for マルチデバイス)

提供元事業者:BBSS 株式会社

対象ソフトウェア:みやぶる(旧 詐欺ウォール /Internet SagiWall)

サービス内容:加入者が利用する端末に、みやぶる(旧 詐欺ウォール /Internet SagiWall)ソフトウェアをインストールして有効化することにより、「ワンクリック詐欺」等の疑いのあるサイトを検知するサービス

※ 1 ライセンスで、Windows パソコンや MAC、Android™、iOS など、3 台まで自由に組み合わせて使うことができます。

※当社は、利用契約成立後、直ちに加入者へソフトウェアをダウンロードするための URL およびソフトウェアを利用するための ライセンス(シリアルキー)を Portas ログイン後のマイページ上で 通知します。

料金表

(月額料金について)

会員は、みやぶる(旧 Internet SagiWall for マルチデバイス)に関わる以下の利用料金について、当社が定める期日までに支払っていただきます。

区分	内容	月額料金(税込)	備考
基本サービス	みやぶる(旧 Internet SagiWall for マルチデバイス)	330 円	1 利用契約毎
セットサービス	みやぶる(旧 Internet SagiWall for マルチデバイス)	220 円	1 利用契約毎

※お申し込み後は、ソフトウェアのダウンロード、インストールの有無にかかわらず料金が発生いたします。

※利用料金のご請求時点で、みやぶる(旧 Internet SagiWall for マルチデバイス)以外の「Portas サービス」(「Portas」を通じて申し込むことができるサービスのうち、別途当社が指定するサービスをいう)もご請求対象の場合、セットサービスの料金が適用されます。

(利用料金の支払方法および計算方法)

(1) 料金の計算は、次のとおりとします。

① 月額料金は、日割計算はせず、毎月末日を締め日とし、暦月単位で計算され請求されるものとします。

- ② 初回の利用契約の場合においては、料金は毎月末日を基準日とし、サービス提供開始日の属する月の2ヵ月後から請求されるものとします(提供開始日が1月15日の場合、3月分の月額料金より請求されます。)
 - ③ 初回の利用契約の解約後に再度利用契約を締結した場合は、月額料金は毎月末日を基準日とし、サービス提供開始日の属する月から請求されるものとします。
 - ④ 利用契約の解約または加入者の事由による契約解除の場合、加入者は、契約解約・終了の日付に関係なく、当該利用契約の終了日の属する月の月末までの料金を支払うものとします。
 - ⑤ 加入者は、契約期間中にサービスを利用できない状態が生じた場合であっても、契約期間中に発生する料金を支払うものとします。
- (2) 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合、前項に定める料金の計算の起算日・締め日・計算方法等を変更できるものとします。

3. AdGuard

提供元事業者: Adguard software Limited

対象ソフトウェア: AdGuard

サービス内容: 加入者が利用する端末に AdGuard のソフトウェアをインストールして、有効化することにより、「広告ブロック機能」を提供するサービス

※1 ライセンスで、Windows パソコンや MAC、Android™、iOS など、3 台まで自由に組み合わせて使うことができます。

※当社は、利用契約成立後、直ちに加入者へ AdGuard のソフトウェアをダウンロードするための URL およびソフトウェアを利用するためのライセンスキーを Portas ログイン後のマイページ上で通知します。

料金表

(月額料金について)

会員は、AdGuard に関わる以下の利用料金について、当社が定める期日までに支払っていただきます。

区分	内容	月額料金(税込)	備考
基本サービス	AdGuard	330 円	1 利用契約毎
セットサービス	AdGuard	264 円	1 利用契約毎

※お申し込み後は、ソフトウェアのダウンロード、インストールの有無にかかわらず料金が発生いたします。

※利用料金のご請求時点で、AdGuard 以外の「Portas サービス」(「Portas」を通じて申し込むことができるサービスのうち、別途当社が指定するサービスをいう)もご請求対象の場合、セットサービスの料金が適用されます。

(利用料金の支払方法および計算方法)

(1) 料金の計算は、次のとおりとします。

- ① 月額料金は、日割計算はせず、毎月末日を締め日とし、暦月単位で計算され請求されるものとします。
- ② 初回の利用契約の場合においては、料金は毎月末日を基準日とし、サービス提供開始日の属する月の 2 ヶ月後から請求されるものとします(提供開始日が 1 月 15 日の場合、3 月分の月額料金より請求されます。)
- ③ 初回の利用契約の解約後に再度利用契約を締結した場合は、月額料金は毎月末日を基準日とし、サービス提供開始日の属する月から請求されるものとします。

- ④ 利用契約の解約または加入者の事由による契約解除の場合、加入者は、契約解約・終了の日付に関係なく、当該利用契約の終了日の属する月の月末までの料金を支払うものとします。
 - ⑤ 加入者は、契約期間中にサービスを利用できない状態が生じた場合であっても、契約期間中に発生する料金を支払うものとします。
- (2) 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合、前項に定める料金の計算の起算日・締め日・計算方法等を変更できるものとします。

4. ノートン™ ID アドバイザー

提供元事業者:株式会社ノートンライフロック

対象ソフトウェア:ノートン™ ID アドバイザー

サービス内容:ノートン™ ID アドバイザーがインストールされた加入者の端末、もしくは加入者の PIN コードが入力されたマイノートンアカウントにてモニタリング対象項目を登録することにより、加入者に「個人情報流出検知・通知機能」や「個人情報の不正利用トラブル発生時の解決支援」などを提供するサービス

※1 ライセンスで、Windows や MAC、Android™、iOS 端末において台数制限なく利用できます。

※当社は、利用契約成立後、直ちに加入者へソフトウェアをダウンロードするための URL およびソフトウェアを利用するための PIN コードを Portas ログイン後のマイページ上で通知します。

※ノートン™ ID アドバイザーのサービス内容のうち、「個人情報の不正利用トラブル発生時の解決支援」については、個人名義の会員にのみ提供するサービスであり、法人名義の会員への提供（法人利用を想定した項目の漏洩監視登録、問い合わせサポート等）には対応しておりません。

料金表

(月額料金について)

会員は、ノートン™ ID アドバイザーに関わる以下の利用料金について、当社が定める期日までに支払っていただきます。

区分	内容	月額料金(税込)	備考
基本サービス	ノートン ID アドバイザー	418 円	1 利用契約毎
セットサービス	ノートン ID アドバイザー	396 円	1 利用契約毎

※お申し込み後は、ソフトウェアのダウンロード、インストール、ログインの有無にかかわらず料金が発生いたします。

※利用料金のご請求時点で、ノートン™ ID アドバイザー以外の「Portas サービス」(「Portas」を通じて申し込むことができるサービスのうち、別途当社が指定するサービスをいう)もご請求対象の場合、セットサービスの料金が適用されます。

(利用料金の支払方法および計算方法)

(1) 料金の計算は、次のとおりとします。

- ① 月額料金は、日割計算はせず、毎月末日を締め日とし、暦月単位で計算され請求されるものとします。
- ② 初回の利用契約の場合においては、料金は毎月末日を基準日とし、サービス提供開始日の属する月の1ヵ月後から請求されるものとします(提供開始日が1月15日の場合、2月分の月額料金より請求されます。)

- ③ 初回の利用契約の解約後に再度利用契約を締結した場合は、月額料金は毎月末日を基準日とし、サービス提供開始日の属する月から請求されるものとします。
 - ④ 利用契約の解約または加入者の事由による契約解除の場合、加入者は、契約解約・終了の日付に関係なく、当該利用契約の終了日の属する月の月末までの料金を支払うものとします。
 - ⑤ 加入者は、契約期間中にサービスを利用できない状態が生じた場合であっても、契約期間中に発生する料金を支払うものとします。
- (2) 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合、前項に定める料金の計算の起算日・締め日・計算方法等を変更できるものとします。

5. タブホ

提供元事業者:株式会社オプティム

対象ソフトウェア:タブホ

サービス内容:加入者が利用する端末において、タブホのソフトウェアもしくはWEB サイトからログインすることで、加入者に「雑誌読み放題機能」を提供するサービス

※1 ライセンスで、最大 3 台(ブラウザ利用の場合はブラウザ個別に 1 台利用としてカウント)まで同時利用できます。

※当社は、利用契約成立後、直ちに加入者へソフトウェアを利用するための ID、パスワードを Portas ログイン後のマイページ上で通知します。

料金表

(月額料金について)

会員は、タブホに関わる以下の利用料金について、当社が定める期日までに支払っていただきます。

区分	内容	月額料金(税込)	備考
基本サービス	タブホ	550 円	1 利用契約毎
セットサービス	タブホ	528 円	1 利用契約毎

※お申し込み後は、ソフトウェアのダウンロード、インストール、ログイン有無にかかわらず料金が発生いたします。

※利用料金のご請求時点で、タブホ以外の「Portas サービス」(「Portas」を通じて申し込むことができるサービスのうち、別途当社が指定するサービスをいう)もご請求対象の場合、セットサービスの料金が適用されます。

(利用料金の支払方法および計算方法)

(1) 料金の計算は、次のとおりとします。

- ① 月額料金は、日割計算はせず、毎月末日を締め日とし、暦月単位で計算され請求されるものとします。
- ② 初回の利用契約の場合においては、料金は毎月末日を基準日とし、サービス提供開始日の属する月の1ヵ月後から請求されるものとします(提供開始日が 1 月 15 日の場合、2 月分の月額料金より請求されます。)
- ③ 初回の利用契約の解約後に再度利用契約を締結した場合は、月額料金は毎月末日を基準日とし、サービス提供開始日の属する月から請求されるものとします。
- ④ 利用契約の解約または加入者の事由による契約解除の場合、加入者は、契約解約・終了の日付に関係なく、当該利用契約の終了日の属する月の月末までの料金を支払うものとします。

- ⑤ 加入者は、契約期間中にサービスを利用できない状態が生じた場合であっても、契約期間中に発生する料金を支払うものとします。
- (2) 当社は、業務の遂行上やむを得ない場合、前項に定める料金の計算の起算日・締め日・計算方法等を変更できるものとします。